

各自治会長 様

小清水町長 久保 弘志

令和5年度パートタイム会計年度任用職員の募集について

このことについて、町では業務繁忙期や職員に欠員が生じた時の職員の補助として、パートタイム会計年度任用職員を募集いたしますので、貴自治会内に周知くださいますようお願いいたします。

※会計年度任用職員制度については、裏面をご覧ください。

記

◇ 申込から任用までの流れ

1. 「会計年度任用職員任用申込書」を役場へ提出していただきます。
2. 提出された任用申込書によって、会計年度任用職員台帳に年度内登録します。
3. 各職場で人材が必要となった場合に、台帳登録者の中から選考し、登録者へ連絡します。
4. 具体的な仕事内容や、勤務時間、日数などの任用形態については、その都度説明します。
5. 台帳の登録期間は一会計年度内です。

◇ 報酬基準表

職種の区分	報酬額	
事務補助職	日額 7,200 円	時給 930 円
保育士（有資格）	日額 8,200 円	時給 1,059 円
保育士（無資格）	日額 7,610 円	時給 982 円
保健師・歯科衛生士	日額 9,550 円	時給 1,233 円
特別支援教育支援員等	日額 8,850 円	時給 1,142 円
調理員・作業員	日額 7,600 円	時給 981 円

◇ 申込方法

下記①及び②の書類を役場総務課職員厚生係まで提出してください。

- ①任用申込書（書類は役場に用意しています。町のホームページからもダウンロードできます。）
- ②資格が必要な職種の場合は、資格免許証等の写し

◇ 申込期間

申し込みは、随時受け付けています。

《お問い合わせ》

小清水町役場 総務課職員厚生係

☎ 62-4470（課直通）

(裏面)

各自治体によってまちまちだった臨時・非常勤職員の任用根拠を統一するため、地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され、令和2年4月1日から「会計年度任用職員制度」が運用されました。

このため、本町で臨時職員や嘱託職員として勤務する方は「会計年度任用職員」として任用されることとなります。

○会計年度任用職員とは

一つの会計年度（4月から翌年の3月）内を任期として任用される非常勤の地方公務員です。

勤務時間が、短時間（週38時間45分未満）の職員をパートタイム会計年度任用職員、常勤（週38時間45分）の職員をフルタイム会計年度任用職員とします。

○会計年度任用職員の勤務条件

	パートタイム会計年度任用職員	フルタイム会計年度任用職員
給 与	報酬（日給 又は 時給） 費用弁償（通勤手当相当額）	基本給、期末手当、通勤手当、時間外勤務手当、住居手当など
勤務時間	38 時間 45 分未満/週	38 時間 45 分/週
休 暇	勤務時間などにより異なる	年次有給休暇、特別休暇、病気休暇など

○会計年度任用職員の服務

会計年度任用職員は、正職員と同様に地方公務員上の「服務に関する規程」が適用され、違反した場合は、「懲戒処分」の対象となります。

《服務に関する規程》

- ・業務を行うにあたっての服務の宣誓
- ・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
- ・信用失墜行為の禁止
- ・守秘義務
- ・職務に専念する義務 など